

令和2年（2020年）6月18日

熊本県新型コロナウイルス等対策協議会
構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応の段階的緩和について

このことについては、令和2年（2020年）5月26日付け通知において外出自粛やイベント開催制限の段階的緩和の目安をお示したところです。

この度、県内の感染状況を踏まえ、下記のとおり緩和しますので、貴機関・団体所属の会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、県民の皆様には、引き続き、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践をお願いしております。

また、事業者への皆様には、県が示したチェックリストや、国が取りまとめている業種別ガイドラインにより十分感染防止活動を行うようお願いしておりますので、御理解・御協力をお願いします。

記

1 時期

令和2年（2020年）6月19日から

2 内容

（1）外出自粛について

- ・ 基本的に県をまたぐ移動は自由となるが、「三つの密」のある場及び感染が流行している地域へは、「新しい生活様式」の一環として、移動を控えること。
- ・ 観光振興は、県をまたぐものも含めて徐々に行うこと。

（2）イベント開催制限について

- ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難なお祭り・野外フェス等の開催は、中止を含めて慎重に検討すること。
- ・ 屋内のコンサート、展示会等については、収容率50%以内かつ1,000人以下のものは可能。
- ・ 屋外のコンサート等については、十分な間隔（できれば2m）を取り、かつ1,000人以下のものは可能。
- ・ 参加者がおおよそ把握できる地域の行事（盆踊り等）については、適切な感染防止策を講じたうえで実施すること。

- ・ プロスポーツ等は、無観客試合は可能ですが、主催者において選手・出演者等に対し、適切な感染予防策を講じること。
- ・ いずれのイベント実施も、3密を避ける等の基本的な感染防止の徹底が条件。
- ・ なお、具体的な感染防止対策については、5月26日付け通知の添付資料である「移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け国の事務連絡）」、及び、業種別ガイドラインを参考とすること。

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課） 上野・緒方

直通：096-333-2630（内線 5930, 5932）

（参考）

新型コロナウイルス感染症に関する県民の方からの
一般的なお問合せ先

専用相談窓口：096-300-5909